

学外資格単位認定制度について

この制度は、商学部が定める検定試験や資格を取得した場合、専門教育科目の単位として認定するものです。学外資格単位認定制度の概要は以下のとおりです。

1. 総認定単位数について 20 単位以内

2. 認定資格および認定を行う専門教育科目について

下表に示した検定試験、資格について単位認定を行う。

【2017 年度以降入学生】

認定資格	認定を行う専門教育科目
日本商工会議所主催	
簿記検定3級	簿記入門演習(2)
簿記検定2級	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)〔ただし4単位まで〕
簿記検定1級	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、現代会計(2)、原価計算論(2)、コスト・マネジメント(2)、株式会社簿記(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)、連結会計論(2)〔ただし8単位まで〕
税理士試験科目合格	
簿記論	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、株式会社簿記(2)〔6単位まで〕
財務諸表論	現代会計(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)〔6単位まで〕
法人税法	税務会計概論(2)、税務会計実践(2)〔4単位まで〕
公認会計士試験(短答式・論文式)合格	
	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、現代会計(2)、株式会社簿記(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)、連結会計論(2)、原価計算論(2)、コスト・マネジメント(2)、管理会計論(2)、監査論(2)、内部統制論(2)、情報会計論(2)、外貨換算会計論(2)、証券市場会計論(2)、商法Ⅰ(総則)(2)、商法Ⅱ(会社法)(2)〔ただし、短答式合格は10単位まで、論文式合格は14単位(短答式合格で認定可能な10単位に4単位を加える)まで〕

【2009 年度から 2016 年度入学生】

認定資格	認定を行う専門教育科目
日本商工会議所主催	
簿記検定3級	簿記入門演習(2)
簿記検定2級	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)〔ただし簿記入門演習を含めて4単位まで〕
簿記検定1級	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、現代会計(2)、原価計算論(2)、コスト・マネジメント(2)、株式会社簿記(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)、連結会計論(2)〔ただし簿記入門演習、商業簿記、工業簿記を含めて8単位まで〕
税理士試験科目合格	
簿記論	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、株式会社簿記(2)〔6単位まで〕
財務諸表論	現代会計(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)〔6単位まで〕
法人税法	税務会計論(2)、税務戦略論(2)〔4単位まで〕 ただし、2011 年度以降入学生は、税務会計概論(2)、税務会計実践(2)〔4単位まで〕
公認会計士試験(短答式)合格	
	簿記入門演習(2)、商業簿記(2)、工業簿記(2)、現代会計(2)、株式会社簿記(2)、会計制度論(2)、財務諸表論(2)、上級財務諸表論(2)、連結会計論(2)、原価計算論(2)、コスト・マネジメント(2)、管理会計論(2)、監査論(2)、内部統制論(2)、情報会計論(2)、外貨換算会計論(2)、証券市場会計論(2)、商法Ⅰ(総則)(2)、商法Ⅱ(会社法)(2)〔ただし10単位まで〕

※ 科目名の後ろの() は科目の単位を表す

3. 認定方法について

所定の期間内に、『学外資格単位認定申請書』（教務センター備付）及び商学部が定める検定試験・資格取得に係わる『合格証書』の写しを添付して教務センターに提出すること。

4. 申請期間と認定時期について

対 象 者		申請期間	認定時期
新 入 生 【入学前資格取得者】		入学年度の 4月1日～4月11日	春学期の成績発表時
在 学 生	春学期	7月12日～8月22日	春学期の成績発表時
	秋学期	12月20日～1月30日	秋学期の成績発表時

- (1) 新入生で入学以前に取得した資格については、入学時のみに申請を許可する。この際入学時に一番近い時点で取得した資格について認定する。
- (2) 在学生の申請については、合格した学期または次学期のみ受付ける。（2月の合格者は当該学期の申請ができないため、次々学期まで申請可。）
- (3) 休学期間中に取得した資格については、復学した学期または次学期に受付ける。

5. 評価について

評価は「秀」とする。ただし既に修得している科目については評価の変更は行わない。

6. 上年次配当科目の履修について（入学時）

学外資格等単位認定を申請した場合には、次に定めるところにより、上位年次配当科目を履修することができます。

ア 履修可能単位数

学外資格等単位認定制度において認定される単位数を上限とする。

イ 履修可能科目

「財務諸表論」「現代会計」「株式会社簿記」「会計制度論」

7. 注意事項

- (1) 認定対象科目は履修の登録を行う必要はない。しかし、履修の登録を行っていない科目は定期試験の受験はできないことから、検定・資格試験合格を前提とした、授業科目の履修登録・未登録は自己の判断・責任による。
- (2) 学外資格単位認定申請を行う科目で、履修登録を行い且つ定期試験等を受験した場合は、試験の評価にかかわらず学外資格認定制度による単位の認定を行う。
- (3) この制度の適用を受け3年次までに卒業所要単位を満たした場合は、4年次においても各学期に最低2単位以上を履修しなければならない。

以 上